



2020 埋計発第 2 号

2020 年 4 月 1 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員

増田 尚宏

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請書の  
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の  
規定に基づき、2019 年 12 月 20 日付け 2019 埋計発第 209 号をもって申請（2020  
年 3 月 27 日付け 2019 埋計発第 285 号で一部補正）しました濃縮・埋設事業所廃  
棄物埋施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を以下のとおり修正する。

- ・別表 2 の 2 に定める 2 号廃棄体に係る廃棄物受入基準のうち、「1. 固型化の方法」の記載を適正化する。

詳細は、別添の性能規定化に伴う廃棄物埋施設保安規定（第 23 次改正）補正前後比較表の補正後欄のとおりとする。

2. 補正の理由

- ・2 号廃棄体は容器に固型化したものが対象である（容器に封入したものは対象外である）ことを明確にするため。

以上

性能規定化に伴う廃棄物埋設施設保安規定（第23次改正）補正前後比較表（1/2）

補正前		補正後		変更理由
確認項目	受入基準	確認項目	受入基準	
別表2の2 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第14条、第28条関係)		別表2の2 2号廃棄体に係る廃棄物受入基準(第14条、第28条関係)		2号廃棄体は容器に固型化したものが対象である(容器に封入したものは対象外である)ことを明確にするため。
1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により <b>容器に封入し、又は容器に固型化して</b> あること。	1.固型化の方法	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置する際の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	
(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくはJIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	(1)固型化材料	JIS R 5210(1992)若しくはJIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の安定性及び圧縮強さを有するセメントであること。	
(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	(2)容器	JIS Z 1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	
(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできることが確認された方法によって固型化されてあること。 また、ゴム片等(強度分類が不明な固体状廃棄物を含む。)を収納する廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	
(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと	(4)有害な空げき	容器内に有害な空げき*が残らないようにすること。 ※上部空げきが体積で10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと	
2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	2.最大放射能濃度	次のいずれかの方法により、受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことが確認されたものであること。 (1)スケーリングファクタ法 (2)平均放射能濃度法 (3)非破壊外部測定法 (4)理論計算法 (5)原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。	
3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm <sup>2</sup> (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm <sup>2</sup>	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質:0.4Bq/cm <sup>2</sup> (2)アルファ線を放出しない放射性物質:4Bq/cm <sup>2</sup>	
4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないよう、以下の物質を含まないものであること。 (1)爆発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質 (6)その他これまでの知見を踏まえた有害物質	

性能規定化に伴う廃棄物埋設施設保安規定（第23次改正）補正前後比較表（2/2）

補正前		補正後		変更理由
5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	5.耐埋設荷重	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第6号への適合性が確認されたものであること。	
6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	6.落下により飛散又は漏えいする放射性物質の量	「1. 固型化の方法」を確認することによって、埋設規則第8条第2項第7号への適合性が確認されたものであること。	
7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されていること。	7.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えにくい塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されていること。	
8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	8.廃棄物発生後の経過期間	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	
9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	9.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	
10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。	10.廃棄体重量	1ton/本を超えないこと。	
11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	11.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。 (1)廃棄体から固型化材料等が露出している。 (2)廃棄体の表面の劣化が認められる。 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形*がある。 ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	